

令和5年8月

東部第二土地区画整理事業からのお知らせ

(事業の進捗状況と今年度の施工箇所について)

日頃は、伊勢崎市政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

東部第二土地区画整理事業は、地区内にお住まいの方や土地をお持ちの方、事業所を置かれている皆様方の御理解、御協力のもと事業を進めております。

つきましては、令和元年度から現在までの事業の進捗状況と今年度の工事施工箇所についてお知らせいたします。

○令和元年度以降の事業での主な経過

- ・ 令和4年1月 事業計画の変更（期間を平成3年12月～令和4年3月を令和12年3月までに変更）
- ・ 令和4年3月 審議会選挙
- ・ 令和4年6月 審議会開催（会長、評価員の選任、仮換地の指定の軽微な変更について審議）

○事業の進捗状況

これまでの工事の施工状況は見開きの図をご覧ください。

令和4年度末時点での事業費ベースの進捗率は、76.1%です。

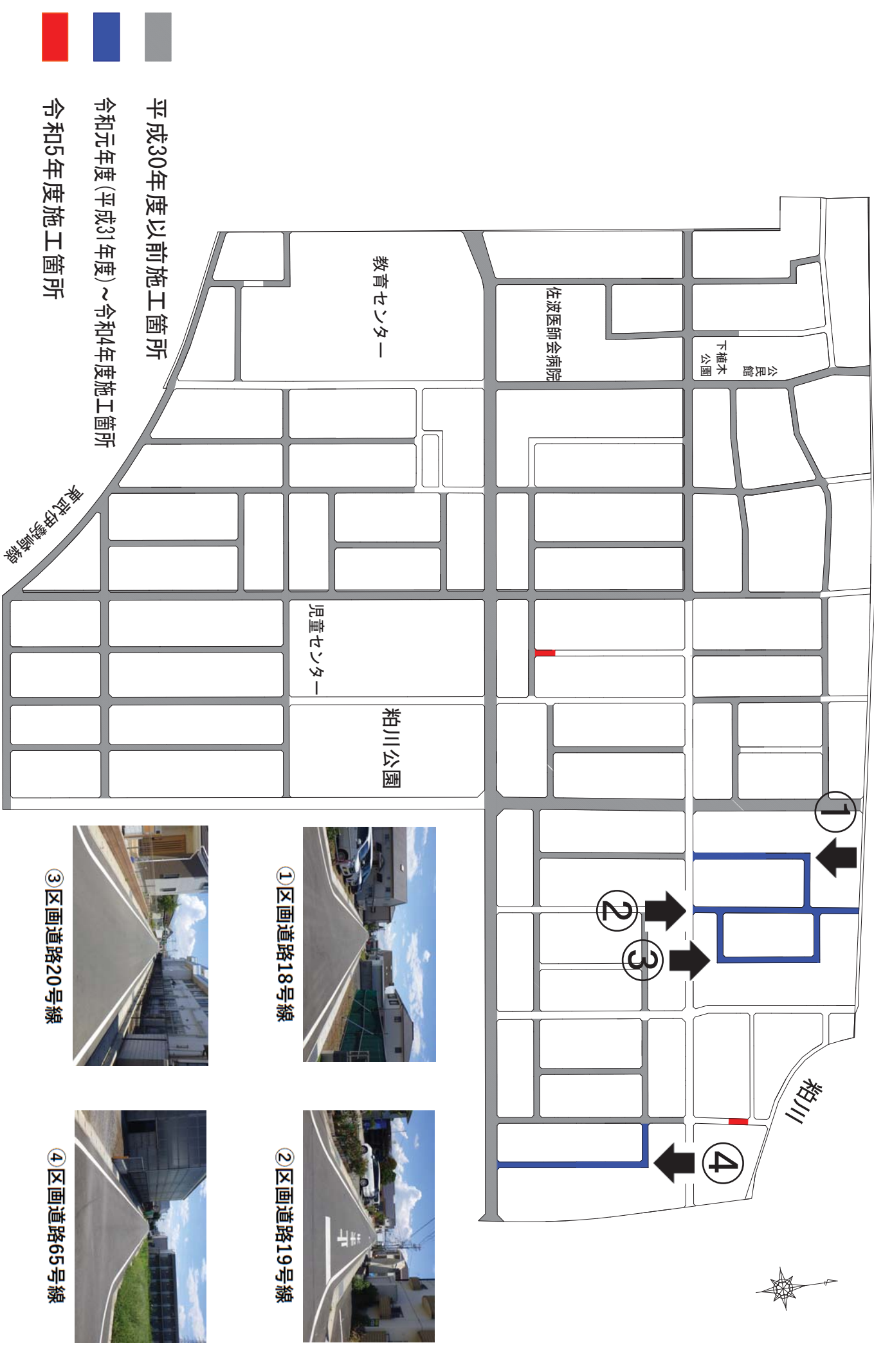
今後、事業を進めるため、建物や工作物等の移転をお願いする場合には、市から個別に連絡し、ご相談させていただきます。移転については、裏面のよくあるご質問の移転補償関係をご覧ください。引き続き区画整理事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所（東館4階）
都市計画部 区画整理課 電話 0270-27-2771

伊勢崎都市計画事業東部第二土地区画整理事業 画地案内図

主要地方道：前橋館林線



①区画道路18号線



②区画道路19号線



③区画道路20号線



④区画道路65号線

- 平成30年度以前施工箇所
- 令和元年度(平成31年度)~令和4年度施工箇所
- 令和5年度施工箇所

よくあるご質問

事業計画関係

Q 東部第二土地区画整理事業はいつ終わるのですか？

A 事業期間は平成3年12月6日から令和12年3月31日となっておりますが、事業の進捗状況により事業期間を延長することがあります。

移転補償関係

Q 移転補償の流れを教えてください。

A 移転補償の流れは図1のとおりです。移転には各権利者にお話を始めてからおおむね1年半～3年を要することが多いです。ただし、移転物件の規模や権利者の状況等により移転に要する期間は異なります。移転の時期が近づきましたら、市から各権利者へ直接ご連絡いたします。

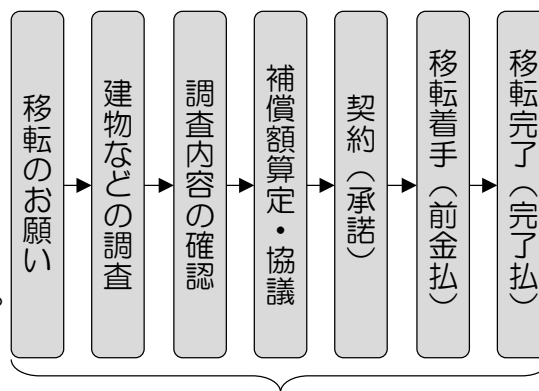


図1 移転期間 1年半～3年程度

Q 補償額はどのように決まるのですか？

A 物件ごとに現地調査を行い、国の指針に基づき市で補償額を算定します。移転の時期が来ましたら市が委託した業者が調査にお伺いします。補償額は、補償額算定した後、各権利者と協議し、承諾をいただき決定します。

土地・建物関係

Q 土地を売却することはできますか？

A できます。ただし、区画整理事業中のため使用できる土地についてはご確認をお願いします。

Q 建物はリフォームをしても良いのですか？

A 建築確認を伴わないリフォーム（改修工事）は行っていただいてもかまいません。新築・増改築など建築確認を伴う行為は、区画整合法第76条の申請が必要となります。76条の申請についてはホームページをご覧ください。必要に応じて区画整理課へお問い合わせください。

Q 外構工事を行いたいのですが、必要な申請はありますか？

A ブロック塀や駐車場など外構工事を行う場合は、工事着手前に区画整合法第76条の申請をし許可を受けてください。